

令和5年8月17日

事業者 各位
受講希望者 殿

(石川労働局登録教習機関)
(一社)七尾労働基準協会
事務局 0767-52-5343

5年11月七尾会場

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」

労働安全衛生法の改正により、アーク溶接ヒュームが特定化学物質に追加され、アーク溶接作業を行う場合は、「特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければならないこととなりました。(令和4年4月1日から適用)
つきましては、石川労働局登録に基づく標記講習を開催いたしますので、受講を希望される方(事業場様・個人様)は下記にご留意のうえ受講願います。



※新型コロナウイルス感染対策については、政府発表の対策を全日実施します。

記

1 実施日・会場 (学科のみ合計2日間(12H)講習です)

実施日	会場
令和5年11月29日(水) 8:50~17:15 11月30日(木) 8:50~16:15	ポートサイド七尾 (5階会議室) 七尾市矢田新町地先埋立地

※講習日当日の会場受付は8:30~8:50です。

- 2 募集定員 42名 ※定員に達した時点にて締め切りとなります。
※但し、受付期日11/20までに受講希望者が15名未満の場合は中止とさせていただきます。
延期となった場合は11月21日に申込者にその旨連絡いたします。
以上、ご了承のうえお申込み願います。

- 3 受講資格 18才以上の者
※体調不良の方は受講できません。
※個人的な申込みも可能です。
※本人確認書類(自動車運転免許の写)の添付が必要です。

